

茨木市モバイルWi-Fi ルーター貸出事業利用規約

(目的)

第1条 この規約は、茨木市（以下「本市」という。）の施設利用者の利便性の向上を図るため、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が利用者に貸出すモバイルWi-Fi ルーター（以下「端末」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所)

第2条 端末を利用してインターネットに接続できる場所は、市長が別に定める施設の会議室等とする。

(端末の利用)

第3条 端末の貸出及び利用は無料とする。

- 2 端末の貸出を受けようとするものは、この規約に同意の上、貸出を受けようとする施設に書面により申請しなければならない。
- 3 市長等は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、端末を貸出すものとする。
- 4 端末の利用にあたり必要となる通信機器及び附属品は、利用者が準備するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。
- 5 利用者は、端末の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を順守しなければならない。
- 6 青少年の利用にあたっては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」の趣旨に基づき、当該保護者が利用機器に対し、フィルタリングソフト等の適用を図り、閲覧履歴の管理を行う等の適切な対応を行うものとする。

(利用者資格の停止)

第4条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長等は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止し又は取消することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) 端末を破損、水没または紛失した場合
- (4) その他、利用者として不適切と市長等が判断した場合

(禁止事項)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長等が不適切と判断する行為

- 2 前項に該当する利用者の行為によって本市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(貸出の中止)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合、端末の貸出を中止できるものとする。

- (1) 災害、事故その他の非常事態により、端末の貸出が実施できなくなった場合
 - (2) 端末の故障、紛失等、やむを得ない事由がある場合
 - (3) その他、市長等が端末の貸出の中止が必要と判断した場合
- 2 端末の貸出の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長等は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第7条 利用者が端末の利用を通じて得る情報の内容等については、市長等は一切保証しないものとする。

- 2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 端末の貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他端末の利用に関連して発生した利用者の損害について、市長等は一切責任を負わないものとする。
- 4 端末の利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、端末を利用できない場合があっても、市長等は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が端末を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長等は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第8条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(指定管理者が管理する施設に関する読替え)

第9条 指定管理者が管理する施設に係るこの規約の適用については、この規約中「市長又は教育委員会」及び「市長等」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から実施する。